

栃木県警察からのお知らせ

安全運転管理者を選任していますか？

安全運転管理者制度とは

安全運転管理者制度とは、一定台数以上の自家用自動車を使用する事業所等において、自動車の安全な運転に必要な業務を行わせる者を選任させ、道路交通法令の遵守や交通事故の防止を図ることを目的とします。
 道路交通法第74条の3第1項

安全運転管理は、交通事故から従業員の命を守ります。



※ 自動車の使用者は、安全運転管理者を選任したときは、選任した日から15日以内に公安委員会に届け出なければなりません。

道路交通法第74条の3第5項



乗車人員11人以上の自動車を1台以上使用
 (マイクロなどの送迎バスも乗車人員を確認して下さい)

または



自動車を5台以上使用
 (自動二輪車は、1台につき0.5台として計算)

このような場合に安全運転管理者の選任が必要です！！



※ 私有車を業務で使用する場合も、安全運転管理の選任基準に該当します。

栃木県警察本部交通部交通企画課 028-621-0110
 (内線5023)

手続きはこちら⇒ <http://www.prf.tochigi.lg.jp/keisatu/tetuzuki/ankan.html>

1 安全運転管理者・副安全運転管理者の選任基準等

	安全運転管理者	副安全運転管理者
台数	○ 自動車を5台以上使用している事業所 ○ 乗車定員11人以上の自動車を1台以上使用している事業所（マイクロバスなど）	○ 20台以上の自動車を使用している事業所（20台以上20台ごとに1人追加で選任）
資格	○ 20歳以上の者 （20台以上の事業所は30歳以上） ○ 自動車の運転管理に関し、2年以上の実務経験を有する者	○ 20歳以上の者 ○ 自動車の運転管理に関し、2年以上の実務経験を有する者、または運転経験の期間が3年以上の者
選任要件	<p>○ 事業所の中で指導能力を有する者（管理職の地位にある者などが望ましい）</p> <p>○ 公安委員会の解任命令により解任された者は、解任の日から2年を経過していること</p> <p>○ 次のいずれかの違反行為をした日から2年を経過していること</p> <p>ひき逃げ、酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、無免許運転、飲酒運転に関わる車両及び酒類の提供行為、飲酒運転の車両への要求依頼しての同乗行為、無免許運転に関し車両等の提供や、運転を依頼等して同乗する行為、自動車の使用制限命令違反</p> <p>○ 次のいずれかの違反行為の下命・容認行為から2年を経過していること</p> <p>酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、最高速度違反運転、無資格運転、積載制限違反運転、放置駐車</p>	

2 安全運転管理者・副安全運転管理者を選任したとき必要な書類

提出書類	安全運転管理者	副安全運転管理者
安全運転管理者に関する届出書 ※注1	2通	2通
運転記録証明書 ※注2	1通	1通
運転管理経歴証明書 ※注3	1通	どちらか1通
運転免許証の写し		
住民票	1通	1通
顔写真（3×2.4cm、半年以内に撮影、無背景・脱帽のもの）	1枚	1枚

※注1 届出書、運転管理経歴証明書は、「栃木県電子申請システム」からダウンロードすることもできます。

※注2 運転記録証明書は自動車安全運転センターで発行しております。警察署もしくは交番等にある運転経歴証明申請書の申込用紙により、運転記録証明書の3年もしくは5年間のものを取得してください。

※注3 運転管理経歴証明書は、勤務先等から発行していただきます。

【安全運転管理者等の業務】

- ① 運転者の状況把握
- ② 安全運転確保のための運行計画の作成
- ③ 長距離、夜間運転時の交替要員の配置
- ④ 異常気象時等の安全確保の措置
- ⑤ 点呼等による安全運転の指示
- ⑥ 運転日誌の記録
- ⑦ 運転者への指導
（道路交通法74条の3第2項、施行規則9条の10）

【法定講習の受講について】

自動車の使用者は、公安委員会から法定講習の通知を受けた時は、安全運転管理者等に受講させなければなりません。

（道路交通法74条の3第8項）

毎年、5月下旬から10月下旬まで県内各地域で行っています。